

1. はじめに（抄）

- 本来、児童生徒等を守り育てる立場にある**教育職員等が、児童生徒等に対し「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行うことは、言語道断**である。しかし、**児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒免職等を受ける教育職員等は後を絶たず**、なかには、**教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害に気付かないように性暴力に至ったケースなど**、人として到底許されない事件も見受けられ、**事態は極めて深刻な状況**にある。加えて、一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならない。
- こうした状況を受け、第204回国会において、「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」が**5派共同提案により提出され、衆参全会一致で成立**した。本法により、**教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反とされたほか**、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備された。
- **今もまさに被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法の施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない**。「社会の宝」である子供を児童生徒性暴力等から守り抜くことは、全ての大人の責任であり、社会全体に課された課題である。**文部科学省はもとより、学校、教育委員会、学校法人、警察等の関係者は、法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある**。本基本指針は、こうした認識の下、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの学校・教育委員会等の対応 関係

※令和4年4月1日施行予定。

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、学校の設置者及びその学校において**定期的なアンケート調査等**を実施。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した**教育相談体制を整備**。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、**学校・学校の設置者・所轄の警察署で情報共有**を図り、迅速に対処するとともに、**被害児童生徒等に必要な保護・支援**を実施。（被害児童生徒等を徹底して守り抜く。悪しき仲間意識等から必要な対応を行わないことがあってはならない。）
- **学校の設置者は、初期段階から事案の対処のために積極的に対応**。専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を実施し、懲戒処分等の厳正な対処につなげる。

3. データベース 関係

※令和5年4月1日稼働予定。

- 任命権者等においてデータベースが適切かつ有効に活用されるよう、国は、具体的な運用マニュアルを作成・周知。
- 免許管理者（都道府県教育委員会）は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、当該者の情報をデータベースに迅速に記録。また、データベースに記録する情報の期間は、**当面、少なくとも40年間分**の記録を蓄積。
- 免許管理者は、**法の基本理念（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより免許状が失効等した者に関する情報についても、データベースに記録。**
- **データベースの活用は教育職員等を任命又は雇用しようとするすべての任命権者等に義務付けられており、任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施。**

4. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査 関係

※当該再授与審査の実施は、定常的には令和7年度以降見込み。

- **児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならない**ということが、再授与審査の基本的な趣旨。
- 授与権者は、再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断。
- 法の基本理念を踏まえ、再授与を行うためには、**少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当。**
- 免許状の再授与が適当であることの**証明責任は申請者自身**にあり、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出。
- 再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により、**原則として、出席委員の全会一致をもって議決。**

※ 文部科学省は、再授与審査に関して**全国で統一的な運用**を図るため、

- ① **再授与審査の基本的な考え方、再授与が不適当と考えられる例、主な考慮要素や提出書類例**を基本指針において示すとともに、
- ② **職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有**や**専門家の共通理解**を図る取組等、必要な支援を実施。

I. 改正の趣旨

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「新法」という。）において、教育職員等の懲戒免職となり得る行為として児童生徒性暴力等が定義されたことや、特定免許状失効者等に対する免許状の授与に関し教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）の特例が規定されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

II. 改正の概要

1. 新法において特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例が規定されたことを受け、授与権者等が特定免許状失効者等の別を判別することに資するため、免許状の原簿記載事項に「特定免許状失効者等に該当するときはその旨」を追加することとする。
2. 新法において実習助手及び寄宿舎指導員について児童生徒性暴力等をしてはならない旨が規定されたこと等を受け、懲戒免職又は解雇され、免許状取上げ処分を受けた実習助手又は寄宿舎指導員についても※、わいせつ行為等を含む懲戒免職等の理由の具体的理由を官報公告することとする。
※ 教育職員、校長、副校長及び教頭については、本年3月の省令改正により、わいせつ行為等を含む懲戒免職等の理由の具体的類型を官報に公告すべきこととされている。
3. 官報公告における懲戒免職又は解雇の理由の具体的類型について、新法と可能な限り対象範囲と用語の統一を図るため、類型のうち「18歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント」を「児童生徒性暴力等」に改めることとする。
※ 本改正後の懲戒免職又は解雇の理由の具体的類型
① 児童生徒性暴力等、② わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント（①に該当するものを除く。）、③ 交通法規違反又は交通事故
④ 教員の職務に関し行った非違行為（①～③に該当するものを除く。）、⑤ ①～④以外の理由
4. 新法の規定による免許法の一部改正により、特定免許状失効者等に係る免許状の再授与に関し免許法第16条の2の2が追加されたことを踏まえ、免許状に記載される授与の根拠規定として免許法第16条の2の2を新たに加えることとする。

※ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）抄
（特定免許状失効者等に係る免許状の再授与）

第16条の2の2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第6項に規定する特定免許状失効者等（第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）の免許状の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定めるところによる。

III. 施行期日

令和4年4月1日

I. 規定の趣旨

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「新法」という。）に規定するデータベースへの記録、及び特定免許状失効者等に対する免許状の授与の実施のために必要な規定を整備し、並びに新法の委任に基づき都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの。

II. 規定の概要

1. 授与権者における、免許状授与の申請者が特定免許状失効者等であるかどうかの区別に資するよう、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等となった場合、免許管理者から授与権者に対し、その旨を通知することとする。

※ 「授与権者」は当該免許状を授与した都道府県教育委員会をいい、「免許管理者」は当該教育職員等が勤務する都道府県の教育委員会をいう。

2. 児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職等となった教育職員等（免許状を有し、学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含む。）について、学校法人等から所轄庁に対し速やかに報告をし、所轄庁から免許管理者に対し速やかに通知をするものとする。

※ 免許管理者が特定免許状失効者等に関する情報を了知し、データベースへ迅速に記録するための措置。

※ 「所轄庁」は市町村教委、国公立大学の学長、都道府県知事（私学所管部局）等をいい、「学校法人等」は私立学校の設置者をいう。

3. 再授与審査会の組織及び運営に関する規定

● 再授与審査会の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）のうちから、都道府県教育委員会が任命する（任期2年、再任可）。

● 再授与審査会に委員の互選により選任される会長を置き、会長が会務を総理し、審査会を代表する。

● 再授与審査会は委員の過半数が出席しなければ開催できず、審査会より都道府県教育委員会に対し免許状の再授与が適当である旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。（議論を尽くしても出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。）

● 再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

III. 施行期日

新法の施行の日（令和4年4月1日予定）